

## 甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成26年9月10日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	三浦進吾君	副委員長	滝川美幸君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	小浦宗光君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（8名）

議長	有泉庸一郎君		金丸幸司君
	五味武彦君		清水正二君
	斉藤芳夫君		米山昇君
	内藤久歳君		池神哲子君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	小田切正男君	総務部長	長田修君
教育部長	勝村秀彦君	秘書政策課長	内藤博文君
企画財政課長	坂本太久己君	総務課長	長田治君
消防防災対策室長	斉藤晴彦君	教育総務課長	長田隆君
学校教育課長	横森貴志君	総合政策係長	丸山英資君
財政係長	山田洋君	企画係長	中込広人君
総務係長	小澤明君	消防防災係長	長谷川秀明君
施設係長	早川英彦君	指導監	輿石信君

---

## 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中 村 宗 和 書 記 山 岡 広 司  
書 記 松 井 恵 美

## 審査内容

- 1 条例審査  
議案第60号 甲府地区広域行政事務組合同規約の変更の協議の件
- 2 補正予算  
議案第61号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）
- 3 請願審査  
請願第26-3号 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認に反対する意見書  
提出を求める請願  
請願第26-4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るため  
の請願書
- 4 その他

開会 午前 9時28分

○委員長（三浦進吾君） ただいまの出席委員、7名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

---

○委員長（三浦進吾君） 本日の委員会は定例会初日に付託されました議案第60号 甲府地区広域行政事務組合規約の変更の協議の件外1議案及び請願第26-4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書外1件の請願の審査を行います。

審査は、初めに条例審査から行い、次に一般会計補正予算歳出、歳入の審査、その後請願審査の順で行います。

それでは、これより付託されました各議案の審査を行います。

審査に当たっては一問一答方式とし、会議規則第116条を遵守し、発言は全て簡明にするようお願い申し上げます。また、委員の質疑を受けた後、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

なお、会派の割り当て人数については、ご存じのとおりでございます。

それでは、審査に入ります。

議案第60号 甲府地区広域行政事務組合規約の変更の協議の件を議題といたします。議案について、当局の説明を求めます。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 改めまして、おはようございます。本日は大変お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから、議案第60号 甲府地区広域行政事務組合規約の変更の協議の件につきましてご説明を申し上げさせていただきたいと思っております。

議案書のほうは7ページ、定例会の議会資料のほうにつきましては、1ページになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

甲府地区広域行政事務組合同規約の組織市町の負担金の割合を変更することに伴いまして、変更協議につきまして、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるものでございます。

まず、概要でございます。

甲府地区広域行政事務組合同規約の組織市町の負担金の割合につきましても、現在のところ、消防費にかかわります基準財政需要額の73%に相当する額とし、ただし甲府市につきましても、当該需用費の86%としておりましたが、負担割合の格差の解消と、それから各構成市町がそれぞれの消防費の基準財政需要額の80%に統一するとともに、5年間の段階的な経過措置を設けるということの改正内容とする協議でございます。

この改正の経緯でございますが、各構成市町の消防費にかかわります負担金につきましても、昭和51年の負担割合の改正によりまして、甲斐市、当時は竜王町、敷島町でございます。それから中央市、当時は田富町、玉穂町になります。及び昭和町がそれぞれ地方交付税の基礎に基づきます普通交付税の算定基礎となります消防費にかかわります基準財政需要額の73%に相当する額と決めまして、甲府市については、当該基準財政需要額の86%に相当する額というところで負担金を決めてきたところでございます。

現行の負担割合につきましても、平成12年度から見直しの協議が行われてきたところでございますが、その後、消防の広域化が懸案となりまして、消防広域化の方向性が定まるまでは協議が中断ということになっておりました。その後、この広域化でございますが、山梨県を一つとする消防の広域化には至らずという判断が、決断が出されたというところから、平成25年の2月に開催されました構成市町の課長会議の中で、負担金の見直しの協議を再開することとなりまして、負担金の算定方法、それから負担割合の格差の解消、これも踏まえた検討の協議が再確認されまして、総合的に判断する中で協議が行われてきたところでございます。平成26年7月の同課長会議におきまして、負担金の負担割合につきましても、消防費の基準財政需要額については、その内容としまして、人口や面積を参考指標とする中で、常備消防と非常備消防の割合が8対2であるということなども踏まえ、客観的な算定方法を協議しまして、各構成市町がそれぞれの消防費の基準財政需要額の80%とすること。また、負担割合を80%にすることについては、5年間の段階的な経過措置を講ずるということで、協議が整ったところでございます。

なお、負担割合を消防費の基準財政重要額の80%をするに当たりまして、予算の編成においては、基本方針を定めるとともに、予算案について課長会議に各それぞれの構成市町の

財政担当者も同席する中で、今後予算査定を行うということもあわせて確認がされたところでございます。つきましては、組合規約の関係条項につきまして所要の変更を行うため、規約変更について管理者会に上程をしまして、あわせて各組織市町の甲府市、中央市、昭和町におきましても、9月定例の議会に合わせ、組合規約の変更に伴う協議をお願いしたところでございます。

その他の項目になりますが、この変更の内容につきましては、組合規約の17条1項第1号中、73%を80%に改めまして、同号のただし書きを削る内容となっております。

施行期日等につきましては、平成27年4月1日から施行することになります。

また、附則第2項で平成27年度から平成30年度までの間の5年間につきまして、負担割合の段階的経過措置を設けるとする内容を規定するものでございます。

なお、先ほどご説明を申し上げましたが、組織市町の甲府市、中央市、昭和町においても、同じ内容で9月定例議会のほうに上程をさせていただいております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 確認の意味ですが、5年間の経過措置の中で、平成31年から80になるということですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） そのとおりでございます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 80になった場合に、甲斐市の負担はどのくらいの負担になるのか、お聞きしたいと思います。今73ですから、7%増ということで、掛ければわかるという人いるかもしれんけれども、お願いします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 当然、今言われますように、73%から80%に負担金の割合が上昇するというので、平成26年度の基準財政需要額の消防費の関係を基礎とします

と、6,011万円ほど上昇するという負担金が結果になります。

ただ、過日から申し上げておりますが、平成27年度から算定がえの激変緩和措置に入ります。5年間で順次交付税が減っていくということで、当然基準財政需要額の消防費の関係も減っていきますので、単純に言うと、現在では6,000万ほど上昇するということになりましたが、今後の交付税の動向からしますと、負担金自体は現在よりか減っていくのかなというふうには考えております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ついでに甲府市はどのくらいの減額になりますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 同じように、現在平成26年度の消防費の基準財政需要額を基礎としますと、甲府市については1億2,000万ほどの減額になっているというところがございます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 経過で規約の、地方自治法の改正によってこうなったということで、納得はできるんですが、大分甲斐市においても負担が多くなるということは事実ですね。その交付税の減額も考えられれば、同じような額になるんじゃないかなと思うんですけど、財政的には問題はないのかどうかということですが、その辺の心配が若干ありますが、いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 現在の26年度を基準とすると、当然割合がふえるということで、当然持ち出し分は増加するということになります。ただ、これにつきましては、人件費が主な消防費については内容になっておりますので、そこら辺を今後協議する中で、順次効率的な運営をしていただくような財政運営を、市としましても参画をしていくということでお願いをしているところでございます。

消防の負担金の割合については、規約中3年をめどに見直しをしていくということになっておりますので、当然5年の経過の緩和はございますが、3年ごとに見直しのほうは図っていくということになりますので、随時その時点で割合は見直していきたいというふうを考えています。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） もう一つ、甲府広域のそれぞれの、この消防団体じゃなくて、消防費の負担のほかにも、一般会計とかあるんですが、そちらのほうへの影響はないですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） この負担割合については、消防だけの改正になりますので、それ以外の一般会計等、いろいろございますが、諸会計については現行どおりというふうな内容になっております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 臨時負担金とか緊急通報システム負担金、電気、ガスの維持費というのかな。それについての影響はいかがですか、消防費の中での。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 各種いろいろな電気製品とか、いろんな移譲事務の関係の負担金等がございますが、その辺については、今までどおり消防費の基準財政需要額のそれぞれの割合によって負担金を決めておりますので、そこについては、そのうちの幾らというふうには決めていませんので、負担割合は今までと算定方法が変わりませんから、その分については、今までどおりの方法で行っていきます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） もう一つ参考に、あと峡北とか中巨摩広域がありますが、そういったところの負担金の割合についての変化というのは、今後に向かってでございますが、あるんでしょうか、ないんでしょうか。わからないと。いかがでしょう。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 甲斐市においては、消防関係につきましては、峡北と甲府広域それぞれに加入しているということで、負担金を払っております。峡北については、また割合が違いまして、基準財政需要額の68%というような額になっております。これにつきましては、消防の装備、それから守備範囲等、いろいろございますが、構成市町の中でそれぞれ協議をした中で現在決定をした中で負担金を決めていくということになります。

今後については、交付税のいろいろ算定方法が変わってきますので、どうするかということとは、今後の協議の内容の中にも入ってくるというふうに考えております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 1つ教えてください。

26年度の甲斐市の消防費の負担金がどのくらいになっているのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

中込企画係長。

○企画係長（中込広人君） 甲府広域事務組合の負担金ですけれども、一般会計が1,012万7,000円、消防事業費が6億1,447万4,000円でございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） この5年間でふえていくわけですね。そうすると、1.4%だと、だんだんふえていくわけですけれども、5年間で6,000万といいますと、年間1,200万ぐらいずっと現行にプラスしていく、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 先ほども申しましたが、平成26年度が同額でいくとした場合には、今言ったような感じでふえていく。同率でふえていくというふうな格好になります。

○委員（山本今朝雄君） ありがとうございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑は終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 負担金の負担割合が今度80%に一律にするということの協議のよう

ですが、これ今の甲府市が86%、その他の構成市町が73%ということで、この広域が始まったとき、スタートしたわけですが、その後、甲府市等が長い間同じにしてくれと、こういうことと言われておりましたが、長い間協議もしてきましたけども、なかなか合意に至らなかったと。というのは、当時なぜこういう差でもってスタートしたのかということですが、これは甲府市の消防本部を中心に、周りの市町がそれに参加をしたというような形で、主が甲府市だったということもあります。やはり高いお金がかかるために、甲府市の、例えばはしご車ですね。他の市町では必要ないような長いはしご車も、高いものも買わなきゃならないとか、それから人件費が他の消防本部と比べて圧倒的に高かった。甲府市の職員と同じ号給を使っている、高いというようなこともあったりして、甲府市が不足分を余分に負担するというところの中で決着をして、差がある状況でスタートをしてきたという経緯があります。

それとかまた、例えば消防団の事務を、甲府市の消防団の事務は甲府消防本部が中で処理をしているというようなことですか、あるいは人事異動も全て甲府市の中の職員の中で異動も、次長とかそういう方が来たり、中で回しているというようなことで、甲府市が余分に出すのは当然だというような解釈の中で差があることが、必要だということで、この甲府市の協議には応じてこなかったという経緯があったわけですが、ここへ来て、5年間の猶予つきとはいえ、段階的、最終的には80%に統一しようと、こういうことのように、そういうことで差があったということの経緯を十分承知した上で、これが80%へ統一をするということに、合意に至ったのか。あるいは消防団の、甲府市の消防団の事務等の取り扱いも、今度は消防本部でやらなくなるのか。そういうようなこと、いろんな懸案があったわけですが、そういうものの懸案はどのような解決が図られたのか。余り質問できませんから、幾つかちょっとなっちゃっておりますけれども、どんな協議をなされたのか、お聞きしたいと思えます。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） この消防の負担割合等につきましては、消防組合が発足したのは昭和48年ということで、その当時は一律、甲府市とそれぞれの構成が町でございましたが、60%ということでスタートをしたところでございます。

しかし、運用してみたところが、運営費に不足を生じたというようなことで、甲府がその時点で使用している需要額は73%ほどだったというようなこともありまして、73%と60%という13%の格差をもって運営をしてまいったというようなところ。その後も、やは

り不足が生じたということで、これについてはやっぱり計算をし、また過去3年間の実績を踏まえまして、86の73というところで落ちついて、今まで現在来たというような状況にあります。

ただ、交付税制度等もしっかり計算されるようになりまして、その交付税の基準財政需要額の内容につきましても、おおむね非常備と常備の割合が8対2と。80%、20%というようなことが言われておりまして、その中で人口割とか面積割も、補正係数ということで、その算定の要素となっているというようなことを踏まえた中で、一番基礎的な算定方法、基準がこれを採用することがいいのではないかというようなことに至りまして、現在そのような上程した内容になっているというところなんです。

それまでもいろんな経緯がございまして、12案ほど、いろんな面積割とか署割、それから消防職員割とか、いろんな要素を持って算定をして検討してまいったんですが、どうしても合意に至らなかったというところで、現在のこういう状況を考えたときには、それぞれ応分の負担で運営していくことが正しいのではないかというようなことになったところなんです。

ただ、80%といたしても、消防費の基準財政需要額はそれぞれの町の形態によって額が違いますので、当然甲府のほうは、全体では20億以上払っている。甲斐市のほうでは6億円程度払うというようなことで、当然格差は生じてはおりますが、その割合を統一しましょうということになりました。

その条件としまして、運営をするについては、人件費がほとんどになりますから、その職員の処遇、それからいろんな装備等を買う予算の関係、それからいろんな消防の運営事務、これには必ず同じ負担割合を払っているということになりますので、全てにおいて参画をしていくということが、その内容の中で確認がされましたので、今後そのようなことについては、一つの課長会議ではなく、いろんな方法で消防の運営のほうには参画していくということが確認とれていきますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（三浦進吾君） 小田切企画政策部長。

○企画政策部長（小田切正男君） 今回の見直しでございますけども、現在、甲府地区消防本部の中の予算の歳入のほうですけども、甲斐市が19.5%の構成比で負担しているんですけど、これが80%の完成後は、今現在でいくと21.4%の負担率になって、1.9ポイント負担割合が上がるわけですけど、これである意味、歳入の公平化が客観的に算定される基準財政需要額の消防費というもので、同じように負担すると。

米山議員のおっしゃっているのは、私は思うんですけど、歳出のほうの負担が同じように

されているかということだと思いますけども、西消防署の関係、甲斐市の関係の歳出ですけども、職員数のほうも大体22%ぐらいここに配置されていると。あと車両についても、台数からいうと大体22%ぐらいということで、今後歳出の公平化のほうも当然凶らなきやならないわけですけども、そういうふうに一応ある程度満たされているようなところだと、当然消防本部のほうで、甲府市の消防団のほうの事務もやっているから、そういった関係とか、人事のほうも甲府市中心で行われている。そういった現状を当然我々としても要求しておりますけども、甲府市の言い分といたしましても、財務会計システムあるいは事務みたいなものを、かなり甲府市のほうに現状一方的に負担しているところもある。そういうことも含めて全部、じゃ、精算しますかみたいな話も一応しておりますので、余り細かい話になりましたけど、一応我々の先輩の職員方が、こういう話が当然昭和50年ごろからあったわけで、平成12年にも具体的な検討を始めて、当時合併前ですから、敷島、竜王で、構成市の中で、ある意味反対できたわけですけども、現状を申しますと、この辺について、甲斐市を除く構成市はほぼ賛成だと。あと甲斐市だけですという状況でございまして、外堀を埋められているような状況の中で、一律これを急に80というわけにはいかないということの中で、5年間の中で、じゃやっていくかと。あわせてその間の中で、歳入の公平化があらわれたから、歳出のほうも、要は各予算の中で、今後同じように恩恵といいますか、歳出の負担も恩恵を受けられるようにしていくということで、万やむを得ずこのような形になったわけですので、どうぞご理解というのですか、お願いしたいと思っておりますけど。

○委員長（三浦進吾君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） やむを得ずという状況のようですが、例えばはしご車等は、当初甲斐市にも必要なかったわけですが、高い建物も出たりして、そうしたものも必要になってきたということで、当初の差が縮まるということは、これはやむを得ないかなとは思いますが、一律80にするということは、やはり甲府市はそれなりのメリットがあるから余分な負担をしてきたわけですから、もう80で全く甲府も他の構成市町も同じだということであれば、先ほどから言っている人事だとか、甲府市だけが消防団の事務を消防本部でやるとか、そういうことは全くなしにして、公平に運用するよということ、ぜひ強く運用していただきたいと思っております。特に人件費などは、甲府市の消防本部は、他の消防本部と比べてもダントツで高いわけですので、また今、さらにこの消防本部の職員の給与表を消防職から公安職にしていきたいというような話も出ているようですが、やはりそうしたことを、特別な待遇というようなことを、甲府市が先走っていくというようなことは、これもいかがかと思

っておりますので、そういうことも含めて、今後は同じ負担をするのであれば、同じ権利というのですかね。それも例えば管理者も持ち回りでやるというようなぐらいの覚悟というのですかね。条件をつけて運営していただきたいと思いますので、これは要望ですが、そんなことも頭に入れてやっていただきたいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） 要望ということでお願いします。

ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 負担金の件で、課長の答弁の中での、負担金は現在より減るというふうな答弁があったわけですが、実質、現在平成26年度の負担金の総額に対して、5年後の平成31年ですか。80%になったときに、ざっくり、今年度に比べて、先ほど減るという答弁があったわけですが、実質負担金がどれぐらい見込んであるのか。今年度に比べてですね。80%になったときに。その辺の差額というか、減るという答弁があったんですけども、その辺はどんな数字になるわけですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 減ると言ったのは、合併算定がえで、要するに今度は一本算定に平成32年からなるということになりますと、当然、金額のほうでは約14億ほど減っていくということで、当然その中の基礎になりますから、その重要額も算定数値は、当然現在より減っていくということで、その80%になりますので、全体的には減っていくということで、ちょっと試算をしまして、26年度を固定しまして、そこから平成27年度から1割、3割、5割、9割、それから一本算定という5年間で想定をしていきますと、平成32年には、今現在の状況からいくと、一本算定になれば、5億5,200万程度の負担金になるというふうに見込んでいます。

ただ、これは5年間の、現在の数値が固定でいった場合ということになりますので、当然交付税のいろいろな単位費用につきましては毎年変わりますから、その5年後にはどうなるかということは、ちょっと不明確ですが、現在のところ算定すると、そういう状況で、26年度では約6億2,000万円ほど支払いしていますので、その分の差額が減るのかなというふうには考えたところでございます。

○議員（内藤久歳君） はい、わかりました。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第60号 甲府地区広域行政事務組合規約の変更の協議の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号の甲府地区広域行政事務組合規約の変更の協議の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時16分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、分割付託されました議案第61号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容によりある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） それでは、そのようにいたします。

なお、審査は初めに、歳出について審査し、続いて歳入の審査を行います。

委員の発言は一問一答方式で簡明にお願い申し上げます。

まず、歳出からご説明を受け、審査を行います。

最初に第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費について、総務課より説明を求めます。

長田総務課長。

○総務課長（長田 治君） おはようございます。総務課ですが、よろしくお願ひいたします。

総務課関係の補正予算案の説明をさせていただきますが、補正予算説明書の10ページ、11ページをお開きください。

一番最初の科目であります2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきまして、11ページの右の説明欄にあります013文書管理事業の委託料につきまして、45万4,000円の増額をお願いするものがございます。

委託料の補正内容については、国の法律改正に伴い、本市において複数の条例改正などを行う必要があることから、遺漏がないよう例規整備につきまして支援業務を委託するものがあります。

参考までに、この文部科学省作成のリーフレットをお手元に配らせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。こちらのページが表紙的な内容になりますが、国の法律改正とは、リーフレットの表題にあります地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律でございます。表題の下に、平成27年4月1日施行とあります。ちなみに、この法律の公布は本年6月20日でありました。

改正の趣旨が中段に記載されておりますが、「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る」ということで、その下に4つの改正ポイントが示されております。

ポイント1として、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置。

ポイント2として、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化。

ポイント3として、すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置。この総合教育会議は首長が招集し、構成員は首長と教育委員会となります。

ポイント4として、教育に関する「大綱」を首長が策定するというものであります。

次のページ以下の記載内容は、後ほどご一読をお願いいたしますが、この改正に対応する

ため、甲斐市の例規整備としましては、総合教育会議に関する事、また新教育長の設置に伴う給与、公印規定、決裁規定、またあわせて現在の教育長に係る経過規定などを整備する必要があります。

改正箇所が多岐にわたりますので、業務支援を受けながら条例改正案作成の作業を進めたので、委託料の補正をお認めいただきますようお願いいたします。

条例改正等の提案につきましては、来年の3月定例会を予定しておりますので、制度改正の内容についてのご説明は3月定例会にあわせた日程の中で、後日説明をさせていただきたいと考えております。

以上、総務課関係の補正予算の説明とさせていただきます。ご審議をよろしく願います。

○委員長（三浦進吾君） これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 要するに教育委員会制度がどう変わるかという、今まで公選制が任命、公選制でなくなりまして、さらに今度は教育長と教育委員長が一本化になるということは、教育長が教育委員会の頭になるということですか、結論。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○総務課長（長田 治君） 制度の内容につきましては、また後日詳細にご説明させていただきますが、今、教育長は一般職の地方公務員というような位置づけですが、特別職というような位置づけになるというような内容でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この教育長の任命はもちろん市長がやりますよね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○総務課長（長田 治君） リーフレットなどを開いていただいた左のページのほうの真ん中のところに、ポイント1の「教育長」ということで、「教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置」というような図の説明の中に、現在、「首長は教育長を任命していな

い」という上の説明に対しまして、新「教育長」につきましては、「首長」が「教育長を任命」というような記載がございますので、参考にしていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにごございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の審査を終了いたします。

次に、第9款消防費、第1項消防費、第3目消防施設費についてを説明を求めます。

斉藤消防防災対策室長。

○消防防災対策室長（斉藤晴彦君） どうもご苦労さまでございます。

消防対策室より9月補正についてご説明をさせていただきます。

補正予算書14ページ、15ページのほうをお願いいたします。

上段の9款消防費、1項消防費、3消防施設費につきまして、112万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

補正額の財源内訳につきましては、一般財源でございます。

それでは、節ごとの説明をさせていただきます。

右側15ページ、003細目消防施設整備費、12節役務費3万2,000円につきましては、消防庁より消防ポンプ車が今年度無償貸与されることに伴いまして、敷島3分団のポンプ車の廃車手数料、新規ポンプ車の自賠責保険及び任意保険料であります。

15節工事請負費105万円につきましては、双葉高原団地内にあります貯水槽の用地におきまして、周辺のブロック塀に亀裂や傾いている箇所がありまして、倒壊する危険があるため、早急に取り壊しを行い、その後フェンスで周りを囲む工事費となっております。

次に、27節公課費4万1,000円につきましては、新規ポンプ車に係ります重量税であります。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第9款消防費、第1項消防費、第3目消防施設費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目企画費について説明を求めます。

内藤秘書政策課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） おはようございます。

それでは、秘書政策課から補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

総務費、総務管理費、企画費、企画管理費として225万1,000円の補正をお願いするものでございます。

概要といたしましては、10月に開催されますわくわくフェスタに市制10周年記念ブースを設置できることとなりました。そこで、10周年に関連するイベントやキャラクターの応募作品などの展示、あるいは催し物の告知などを行い、多くの人が訪れるわくわくフェスタの会場で、市制10周年のさらなるPRを図ってまいりたいと考えております。

そのほか、5月の制作以来、好評をいただいております甲州弁ラジオ体操第一のCDも在

庫がなくなってきておりまして、その追加制作をお願いするものであります。

それでは、各節でご説明申し上げます。

報償費12万円につきましては、わくわくフェスタ10周年記念のブースの中にミニステージを設けまして、やはたいぬ君も登場していただくわけですが、そのミニステージで演奏などをしていただく方々への経費でございます。

次に、役務費16万4,000円につきましては、甲州弁ラジオ体操などを特典として提供しておりますふるさと応援寄附金において、寄附金をいただいた方々にお礼状や受領証明書などの文書を発送しておりますが、その郵送料でございます。

次に、委託料196万8,000円につきましては、まず、在庫がなくなりました甲州弁ラジオ体操第一のCDを今回追加で3,000枚作成するための経費が111万8,000円。また、先ほどからお話をしていますわくわくフェスタでの市制10周年特設ブースにおいて、応募されたマスコットキャラクター作品の展示パネルの作成や、ブース内の設置の委託経費として85万円をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 13の委託料ですけども、ラジオ体操のCDを3,000枚と。そのほかに委託料の八十何万円ということですが、このCD1枚単価どのくらいかかるということになるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 今回3,000枚を予定しておりますが、単価として1枚当たり345円を想定しています。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 参考に、このラジオ体操が大分あちらこちらで人気だし、このキャラクターも思わぬところから評価が出ているようですが、特に甲州弁ラジオ体操の、今までラジオ体操のCDが、売るといっても、はけましたですね、寄附で。どのくらい寄附が

集まって、それにどのぐらいのCDが配布されたかということですが、いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） CDの枚数は、先ほど2,000枚、これまでつくっておりますが、ふるさと寄附金等ではけている分が1,596枚——これ8月末の数字でございますが——でございます。

それから、寄附金につきましては、ふるさと寄附金として、オリジナル切手を希望される方も含めて、今、225万6,521円という状況でございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第2款総務費、第1項総務管理費、第5目企画費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第10款教育費、第2項小学校費及び第3項中学校費について一括して説明を求めます。

長田教育総務課長。

○教育総務課長（長田 隆君） おはようございます。

補正予算説明書の14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

初めに10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額ゼロでございます。

内容といたしましては、財源更正でございます。小学校の改修工事に係る財源のうち、一般財源で充てておりました3,890万9,000円を国庫支出金のがんばる地域交付金に財源を更正するものでございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費、補正額ゼロでございます。これも同じく中学校の改修工事に係る財源のうち、一般財源を充てておりました1,299万8,000円を国庫支出金のがんばる地域交付金に財源更正をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 横森学校教育課長。

○学校教育課長（横森貴志君） おはようございます。大変お疲れさまです。

学校教育課の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算説明書、今と同ページで14、15ページをそのままお開きいただきたいと思います。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費の011双葉西小学校費の8万円の増額補正についてお願いするものでございます。

双葉西小学校では、平成24年度からコミュニティスクールの事業を推進しているところであり、本年度も文部科学省からコミュニティスクールの充実、改善に関する研究事業の指定を受けたところでございますので、その関係経費の補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、11節需用費の3,000円ですけれども、事務用消耗品の購入代でございます。

14使用料及び賃借料の7万7,000円でございますが、コミュニティスクールの実践校の視察費を予定しております。そのときのバスの借り上げ代として7万7,000円をお願いするものでございます。

この事業につきまして、財源につきましては、全て国からの委託金を充当するものでございます。

次に、10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費の005の双葉中学校費の20万円の増額補正をお願いするものでございます。

山梨県では、県内小・中学校における授業改善を促し、児童・生徒の豊かな学力の定着と向上を図ることを目的といたしまして、事業改善プラン実践事業を推進しているところでございます。

本年度推進校といたしまして、双葉中学校が指定を受けたところでございますので、その

関係経費の補正をお願いするものでございます。内訳といたしまして、報償費の2万円につきましては、教職員の研修会費の講師の謝礼でございます。

需用費の17万1,000円でございますが、公開研究等の資料印刷に用いるコピー用紙や生徒各自が学習資料を保管するためのファイルなどの消耗品の購入費でございます。

役務費の9,000円でございますが、公開研究費に使用いたします通信運搬費、切手代等でございます。この事業につきましても、全て県からの委託金を充当するものでございます。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 認識が不十分で申しわけない。コミュニティスクールの指定が、双葉西小でございますけども、現在コミュニティスクール研究事業の現状についてはどのようになっているのか。これは今後の課題として出された予算なのか、その辺をちょっと確認したいのですが。いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

輿石指導監。

○指導監（輿石 信君） 双葉西小学校につきましては、コミュニティスクールとして、平成24年度に甲斐市で指定をしました。今回のこの委託の補正予算につきましては、既に各市町村でコミュニティスクールに指定をされている学校のさらなる充実の研究費として文科省で指定をいただいております。

双葉西小学校の平成24年度からのコミュニティスクールの活用につきましては、3年目に入りまして、年5回ほど学校運営協議会という場をもちまして、学校運営のこと、学校の諸問題等について、地域の方々と交えながら協議をしております。

また、1年間を通じて事業への地域の方々の参加ということで、いろいろな事業にいろいろな分野の地域の方に入っていただいて、子供たちの事業支援等をしていただいております。またその一方で、学校の環境整備等につきましても、地域の方々の手をかりながら、非常に活発に行っているところです。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 中学校のほうの、双葉中学校費の授業改善プランというのが今出ましたけども、これはあれでしょうかね。つまりきの何かための、それを改善するというか、授業のやり方の先生がやり方のための研修というか、そういったものための授業改善プランでしょうか。中身をお聞かせください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

輿石指導監。

○指導監（輿石 信君） 今ご指摘がありましたように、この改善プラン実施事業につきましては、本年度から新規の事業、県の事業になりますけれども、これは県内の小・中学校8校ずつの16校を指定校にして行っております。双葉中は中巨摩地区の中学校の指定校ということで、今年度から3カ年間取り組むものです。

内容につきましては、今指摘がありましたように、県の学力把握調査、3年前はつまずき調査とっていたものですが、県の学力把握調査と全国の学力学習状況調査等の結果を踏まえて、どこに学力向上にとって課題があるのかということ指定校が分析をしまして、学力向上のためのオリジナルのそういった授業改善プランをつくりまして、それに基づいて実践をした結果、学力向上が図られたかどうかということを検討していくと。その事業に当たっては、中巨摩地区の学校の先生方を呼んで、広く公開をして、その成果を地区内に広めていくと、そんなふうな事業になっております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちょっと聞いていいですかね。

中身的に、例えば双葉中と指定にして、ある一定の、例えば教科とか、教科の何年生とか、この科目とか、ここの部分とか、何かそういったものが、もし教えてもらえれば、教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

輿石指導監。

○指導監（輿石 信君） 双葉中学校につきましては、国語、そして英語、そして理科と。この3教科に絞って取り組みを行うという予定でおります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

池神議員。

○議員（池神哲子君） 先ほどの委員の質問の、もうちょっと聞きたいなと思う部分があるんですけども、今回指定校という形で、推進校ということで、双葉中学になっているわけですが、その辺、選ばれた理由がもう一つ詳しく知りたいなと思うんですけども、今、甲斐市の中学校は5校ですか、ありますね。なぜ双葉中なのかというのをもう少し知りたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

興石指導監。

○指導監（興石 信君） これにつきましては、今指摘がありましたように、中学校5校あるわけですが、市の指定の関係も幾つか受け持っていた学校がありまして、その関係で双葉中学校の場合は、今年度市の指定もありませんでしたので、学校の負担の平準化という意味で、双葉中学校の指定をさせていただいております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

池神議員。

○議員（池神哲子君） 学校の平準化というのはどういうことなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

興石指導監。

○指導監（興石 信君） 市の指定の関係で、幾つかの中学校で指定研究をお願いしております。あるいは昨年度まで指定があつて、昨年度まで非常に忙しく活動していた学校もありますので、そういったことから、やっぱり指定をつけますと、やっぱり学校の研究の負担がふえますので、そういった意味で今年度指定になっていない学校という観点から、双葉中学校のほうを指定校にさせていただきました。そういった意味での平準化というようなことになります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 財源更正の2項目についてお伺いしたいんですけども、約5,000万ほど学校管理費に一般財源を予定していたんですけども、がんばる地域交付金に国庫支出金に財源更正ができるようになったと。この辺のいきさつは、例えば一般財源で組んでおかないと危ないな、とれるかとれんかわからんしなというところからスタートしていたのかという辺をお聞きしたいんですけど。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 当初予算の時点では、これが確定ができませんでした。今回のがんばる地域交付金でございますが、アベノミクスによる景気回復を全国に波及するという事で、波及していない財政力の弱い市町村に、今回地域の活性化ということで創設された制度でございます。これにつきましては、平成25年の補正予算として、2月の6日に成立しておりまして、予算規模としては870億円でございます。今回、第1次分として配分された金額が約5,000万ということでございます。

○委員長（三浦進吾君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） ということは、そういう見込みがあつて、要請はしていたということですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 大変申しわけありません。歳出の審議でございまして、午後の歳入の部分で財政のほうから答弁をさせていただきたいと思ひます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

輿石指導監。

○指導監（輿石 信君） 修正をお願いしたいと思います。

先ほど保坂委員から指摘がありました、双葉中学校の教科指定ですけど、私、ちょっと間違えまして、国語と数学と理科です。申しわけないです。学年の指定はありません。全ての学年において、国語、数学、理科の3教科を、重点的に改善を行っていくということです。申しわけありません。

以上、訂正です。

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第10款教育費、第2項小学校費及び第3項中学校費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

職員の入替えを行います。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時47分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、歳入について審査を行います。

第14款国庫支出金から第18款繰入金まで一括で説明を受け、質疑を行います。

当局の説明を求めます。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、大変お疲れさまでございます。

歳入のほうについて、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

まず、予算説明書のほうの6ページ、7ページをお願いいたします。

このたびの一般会計の補正予算につきましては、3,891万9,000円でございます。歳入予算につきまして、一括で説明をさせていただくところでございます。

まず、14款の国庫支出金、2項の国庫補助金、1目の総務費国庫補助金、1節総務費補助金で、管理費補助金でございます。5,199万7,000円につきましては、がんばる地域交付金に係る補正でございます。

がんばる地域交付金につきましては、アベノミクスによります景気回復の効果を全国に波及させるため、地域活性化に取り組めるよう支援する制度で、平成26年の2月に創設されたものでございます。

本市におきましても、平成25年度の補正予算に計上されました公共事業等の地方負担額3億5,860万円に交付率14.5%を乗じまして算定された一時配分5,199万7,000円につきまして、平成26年度の当初予算に計上されている3つの事業の地方負担額に交付金を充当する補正となっております。

交付金の充当事業につきましては、先ほど説明あったと思いますが、教育費の中の竜王小学校の屋内運動場のつり天井の改修工事、それから敷島小学校のプール改修工事、竜王北中

学校の屋内運動場のつり天井の改修工事の3事業となりまして、一般財源と国・県支出金の財源更正を行ったところでございます。今後、あと残りの150億円につきましての2次配分が行われますが、国からの交付決定がされ次第、それを待ってまた対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、土木費の国庫補助金、7目土木費国庫補助金、1節の土木費補助金、85万円のマイナスにつきましては、社会資本整備総合交付金、これが254万円の増。防災安全社会資本交付金、これが330万円の減額ということで、トータル85万円の減になります。内容につきましては、社会資本整備の総合交付金、これは建築物の耐震化の促進事業費の補助金で、緊急時に通行を確保すべき道路に面した建築物の耐震診断の経費3分の1を補助するものでございます。対象建築物は8棟ございますが、平成27年度までに耐震診断をするという計画でございまして、本年度につきましては3棟を予定しているところでございます。

次に、防災安全社会資本整備交付金につきましては、竜王田中線の水路改修工事につきまして、防災安全社会資本交付金55%の補助を活用して実施しているところでございますが、交付金の減額内示があったことから、事業を減額することに伴いまして、交付金の補正減を行うものでございます。

次に、3項の委託金、9目の教育費委託金、1節の小学校費の委託金8万円につきましては、双葉西小学校で実施されておりますコミュニティスクールの委託金10分の10の収入でございます。地域と学校の連携を図るため、学校支援組織の機能や地域と学校の役割分担の明確化を図るための実践研究を行っていく委託事業でございます。

次に、15款の県支出金でございます。

2項の県補助金、5目の農林水産業費県補助金、1節の農業費補助金。農業委員会補助金107万円につきましては、平成26年の4月の改正農地法によりまして義務づけられました農地の基本台帳システム、これの改修経費、10分の10の補助金の収入でございます。

7目の土木費県補助金、1節の土木費補助金につきましては、山梨県建築物の耐震化促進事業費補助金183万7,000円でございます。これにつきましては、国庫補助金と同様、緊急時に交通を確保すべき道路に面した建築物の耐震診断経費、県の場合は4分の1になりますが、これの補助を収入するものでございます。

3項の委託金、8目の教育費委託金、1節の学校教育費委託金20万円につきましては、双葉中学校で実施する事業改善プラン実践事業、これの委託金、10分の10の収入でございます。全国学力・学習状況調査を踏まえまして、事業改善のポイントを示しまして、これに

基づいて事業改善を促し、生徒の学力の定着と向上を図る実践研究経費でございます。双葉中学校が平成26、27、28の3年間、県の指定を受けて、実践研究を行っていく委託事業となっております。

8ページ、9ページをお願いいたします。

16款の財産収入、2項の財産売却収入、1目1節の不動産売却収入につきましては、市営住宅の不動産売却収入2,084万4,000円でございます。冷間団地の再開発事業の除外地6区画の売却収入となっております。

17款の寄附金、1項の寄附金、7目の土木寄附金、1節の都市計画費寄附金につきましては、塩崎駅周辺整備事業への寄附金の収入でございます。内容的には、防犯カメラ等の設置経費に充当を予定しているところでございます。

18款の繰入金、1項の基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金3,735万9,000円の減額につきましては、がんばる地域交付金を補正しまして、当初予算計上の3事業の一般財源に充当したことによりまして、財源調整として繰り入れを予定しておりました財政調整基金を減額するものでございます。

以上、歳入につきましてご説明を申し上げます。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 9ページの土木寄附金の塩崎駅周辺の防犯カメラについてなんですが、これスーパー防犯灯ですか。それとも防犯カメラ。どこに何基つけるんですか。教えられないですかね、そんなことない。防犯カメラ。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 申しわけございません。一応寄附金の収入ということで計上させていただきましたが、査定上では防犯カメラというふうには聞いております。

○委員長（三浦進吾君） ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ちょっとわかりませんので、もう一回お聞きしますが、7の土木費の

国庫補助金の社会資本整備総合交付金と、防災安全社会資本整備交付金との関係であります  
が、大体同じような金額になっているんですが、さっき細かいところをお聞きしましたけど  
も、この交付金の交付される時期、それから科目、事業の中身、これによって変化はあるん  
でしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 社会資本整備総合交付金の85万円。総計をしまして減額  
ということで、先ほど申しましたように、これは建築物の耐震診断の関係で、緊急時に確保  
する道路の沿線の建物8棟分ということの内容で、これは3分の1の補助金を受けるという  
ことで、基準額が決まっておりますので、これにつきましては、基準額の中の3分の1を補  
正するというので、時期的には、どうしてもやはり年度末というタイミングになるかとい  
うふうに考えております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 前は個々の事業に対して補助金が、交付金がおりましたという経費があっ  
て、今度は総合ですから、どこでも使ってもいいよという格好になるんでしょうか。その辺  
はいかがですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） この事業につきましては、県の補助金の関係ともリンクし  
ておりまして、国のほうで定めております緊急時の道路確保ということで指定をされてお  
りますので、これの3分の1ということで、通常ですと社会資本については40%から50%と  
いうような補助率になるんですが、これについては国のほうで3分の1、県のほうで4分の  
1ということで指定をされております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 1点お聞きしたいのですが、がんばる地域交付金、ことしの2月に創設されまして、本市は5,100万円余いただけるわけですが、先ほどの説明ですと、教育費のものに充当するということですが、これの対象事業ですね。がんばる地域交付金、どのようなものが該当するのか。事業とか補助事業とって該当するのか。あるいはソフトなんかも該当するのかどうか。こうしたハードばかりでなくて。その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 平成26年に創設されましたが、がんばる地域交付金の充当費の対象事業ということになりますと思いますが、この事業につきましては、国土交通省、それから農林水産省の指定する99事業の地方負担額に充てるということで、甲斐市におきましては下水道の事業、それから中巨摩広域事務組合の建設負担金等、これらを地方負担額の財源というということで、申請をさせていただいたところでございます。

○委員長（三浦進吾君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 先ほどもちょっとお聞きしたのですが、じゃ、こうしたハード事業だけということでしょうか。ソフト的な事業には充当はできないと、こういうことでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 対象事業につきましては、地方の公共事業ということになっておりまして、ハードの事業が対象というところでございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 財産収入、不動産売却収入の件でちょっと。これ長年の懸案のことです。不動産ですから、変動とかいろいろあって、これで完売という説明を伺っているんですけども、当初の売上収入予算とどれぐらいの差額が出て、これで完売になったわけですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） この公営住宅の跡地、要するに土地の収入、売り払いということで、これにつきましては、冷間団地の再開発の計画区域外ということで、通常の関係

に基づきまして価格を設定しているというところでございます。

○委員長（三浦進吾君） 休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時05分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で歳入の質疑を終了いたします。

これより議案第61号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時26分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、前回より継続審査となっております請願第26－3号 憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願を議題といたします。

なお、本件については、6月定例会において付託され、本委員会はその際に紹介議員に出席していただき、一度説明を聞いて審査を行っております。そのため、説明及び質疑は省略し、再度各委員の意見をお聞かせ願いたいと思います。

資料につきましては、お手元に配付してございます。

それでは、滝川副委員長より順次ご意見をお願いいたします。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 非常に難しい問題で、私自身、どんなふうに意見を申し上げていいか、まだ決めかねているところでもありますけれども、これは日本の将来にかかわってくる問題ですので、できましたら、あと少し継続で審議させていただきたいなという思いがあります。

○委員長（三浦進吾君） はい、わかりました。

続きまして、長谷部委員、お願いします。

○委員（長谷部 集君） この問題は、前回の議会のときに同じような請願が2件出て、今回継続されているこの案件に関しては、完全に反対を求めている意見書で、もう一方のほうは、もっと国民的に議論を進めたほうがいいんじゃないか。話し合いが足りないんじゃないかという趣旨の中で、それに対しては採択をし、国民的議論を求めるという意見書を出したところでございます。

国のほうでも、かなりもう進んできておりますので、ここで反対を求めるというよりも、さらに議論を深めてもらうという意味では、ここで反対の請願を採択するよりはいいのかなと思っておりますので、今回は不採択ということでお願いをしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） はい、わかりました。

それでは、山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 今、非常に近隣も、中国も緊張しておるところでございます。そんなところからいきますと、やはり抑止力を高めるということは、非常に貴重なときかと思うわけでございます。

確かことしの7月に憲法解釈の変更による自衛権の行使容認、閣議決定にはなりましたが、よく考え、また聞きますと、閣議決定をしたから即容認ということではないということです。

よね。今から来年の5月までには何本かの法律をつくって、その法律が国会で通らなければ行使はできないわけでごさいます、当然これからそこへ入るじゃないかということも言われていましたけども、まだまだいろいろ論議は深まるわけでごさいます。そういう点からいきますと、私は、今後いろいろな専門家がいろいろな意見を出して検討されるわけでありますから、集団的自衛権の行使につきましては、反対でなくして、私は、今回は賛成という立場から、この請願を不採択としたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） わかりました。

続きまして、小浦委員、お願いします。

○委員（小浦宗光君） 私今回は、この問題に関しては、この請願に関しては、初めてですけども、これからもう少し論議を深めたほうがいい問題ですので、継続にしていきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） わかりました。

続きまして、保坂委員、お願いします。

○委員（保坂芳子君） 前回のときは、先ほどからお話出ていますように、この件に関して2件出ていまして、やっぱり本当に女性の方たちですね。本当に十分な審議を尽くしていただきたい。それは私もそうだなと思って。

ただ、私も公明党の議員でありますので、公明党の趣旨というのが一番なわけですが、ここで憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認、これがどうしてもひっかかるというか、今回の閣議決定というのは、決して集団的自衛権も、いわゆる集団的自衛権を認めてはいません。要するに他国に対して、他国で戦争するというのが集団的自衛権の本義ですから、そうじゃなくて、自国の個別的自衛権の、あくまでも限定的なものということで、自分の国がやられたときに、それに対する対応ということでの閣議決定ですので、憲法解釈もしていませんから、憲法解釈を変更していませんから、これを出すということ、今回決まったことですので、今の段階で、私がこのことに賛成も継続、ちょっとできないということで、前回のときは継続と言ったかもしれませんが、今回不採択ということでお願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） はい、わかりました。

続きまして、樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 今回の請願につきましては、時期が大分進んでいるというか、どういう進み方をしているかということ、悪いほうに進んでいると。要するに当時は閣議決定がされていない。7月1日に閣議決定がされて、その後、具体的にそれをさらに進めるために、一

括して国会へ法案を提出するというので、先ほど同僚議員からも話がありましたけども、この集団的自衛権の行使容認がさらに法的に今度は裏づけられて、海外で戦争をし、殺し殺されるというふうな状況で、これは明らかに憲法の9条に違反をするという中身であろうかと思うんですよね。今、世論調査、ここでは56と言いましたけども、さらに反対者が多くて、60%を超えているというところがございます。そういうところを伺いますと、直ちにこの意見書も同じ中身でありますので、採択をしていただきたいというふうに思います。

○委員長（三浦進吾君） 各委員の意見を拝聴しましたので、ここで休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

ただいまの意見の中で、継続審査の意見がございますので、請願第26－3号 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認に反対する意見書提出を求める請願について採決いたします。

本請願について、継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立少数です。本請願は継続審査としないことに決定しました。

続きまして、採択、不採択を行います。

この請願に対しまして、採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立少数です。よって、本請願は不採択とすることに決定しました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時38分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

続いて、請願審査に入ります。

次に、請願第26－4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書を議題といたします。

紹介議員より請願の内容説明等をお願いします。

○議員（池神哲子君） 速やかに終わらせていきたいので、なるべく採択のほどよいお返事を期待しております。

30人以下学級、これちょっと長い文章ですけど。

○委員長（三浦進吾君） 朗読をお願いします。

○議員（池神哲子君） 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願です。

請願人、甲斐市PTA連絡協議会、三神昭浩。甲斐市公立中学校長会、新海賢。甲斐市公立小中学校教頭会、長沼重治。山梨県教職員組合中巨摩支部執行委員長、米山隆男からの請願でございます。

紹介議員、池神哲子、滝川美幸でございます。

では、毎回皆さんにご足労かけて、今までもいいお返事をいただいていますので、ぜひよろしくをお願いします。

甲斐市議会議長、有泉庸一郎殿。

請願趣旨。

請願事項。

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。

1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

この3つの請願事項であります。

請願理由は、ちょっと長くなりますけれども、かいつまんで。

2014年度の政府予算が成立しました。2011年、義務教育標準法が改正され、小学校1年生の基礎定数化が図られたものの、今年度も小学校2年生については加配措置のままとど

まっています。義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されました。今後、35人以下学級の着実な実行が重要になってきています。

特に日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小・中高校の望ましい学級規模」として、26人から30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。新しい学習指導要領が一昨年本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。また、暴力行為や不登校、いじめ等の生徒指導面の課題が深刻化しています。障害のある児童・生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子供が顕著にふえています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

本市においても、創甲斐教育を市政教育の基本に据え、家庭、地域、学校や行政と社会全体が連携して、キャリア、発達を重視した生き方教育など、学校教育の充実を図る施策が積極的に展開していただいております。

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが、憲法上の要請でございます。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国31カ国の中でも、日本は最下位となっています。三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられました。自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じています。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があります。

こうした観点から、ぜひとも甲斐市議会として右にある請願事項をご決議いただき、2015年度、政府の予算編成において、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう提出いたします。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） これより内容等について、紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 全体として私は大いに結構であるということではありますが、先ほどちょっと紹介議員から話がありましたが、OECDの中で、加盟国31カ国の中で日本が最下位だという状況であります。きょうの山日で経済協力開発機構のほうからの発表が出ておりますけれども、最低の日本は3.6%という状況であります。最高のデンマークと比較すると2分の1以下、44%くらいですよ。これに対して文部科学省は、今後平均との差を縮めていくんだというふうなことを言っておりますけれども、具体的に何かその方針としては出されていることを、情報として得ていたら教えていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 池神議員。

○議員（池神哲子君） 具体的に今、どんな方法が、特に中巨摩教育機関のほうでとられているかということでしょうか。ということですか。というふうに思っていますか。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 文部科学省でこういった日本の教育費が、OECDの中で最下位だという状況が発表されましたけれども、これに対して文科省のほうでは、何とかその差を縮めたいということを行っています。具体的に今年度、来年度に向けて、どういう方針でその差を縮めようとしているのかの方針が、もし情報としてつかんでいたら、教えていただきたいということでもあります。

○委員長（三浦進吾君） 池神議員。

○議員（池神哲子君） 文部科学省のほうからどういう方針出ているかというのは、新聞紙上では。今私のほうでは、それは特別にはわかっていません。研究してまたお答えを出したいと思います。すみません。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 池神議員に聞きたいですけれども、30人学級ということだと、31人とか32人いた場合は、もう2クラスになるということですよ。そうした場合に、1クラスが15人ぐらいになっちゃうですよ。私は同級生が15人なんということでは、ちょっと少ないような気がするんですけどね。本当に、実際は30人とか35人が実際にいればいいけれども、32、3人の場合はもう2クラスにするということになると、ちょっと同級生が少な

過ぎて、いろいろな面でもって、この学校運営とか、また子供たちに対しても、余り影響が  
よくない場合もあるじゃないかと思うんですよね。勉強だけでなくほかの面でね。その辺  
はどう考えますか。

○委員長（三浦進吾君） 池神議員、答弁をお願いします。

○議員（池神哲子君） 15人ぐらいになるというお話ですけれども、将来同級生が少なくな  
るといふ面での心配もあると思うんですけれども、現場においては、20人以下学級というか、  
そのぐらいが一番、一人一人の子供たちに対応するためには、先生が行き届いて、そして今、  
いろんな問題を抱えています。テレビづけになっている子供たちとか、非常に乱暴になって  
いたり、子供たちが前以上にすぐ暴力的になったり、先生が一人一人心のケアをするため  
には、本当に話し合いをしていくということが大切なんですけど、その話すらも聞く状態を持  
てない子がいて、そしてそのクラス全体がざわざわしてしまうという状況があったりするわ  
けです。そういう意味では、25人ぐらいのほうがもっといいなど。現場としては、そうい  
う先生もおりますし、多いのは困るんですね。これがもしできないと、40人になってしま  
うと。もうどうしようもなくなるということなので、30人以下学級を何としても進めたい  
ということで、ずっと請願をお願いしてきて、今までも協力をいただいていたわけですけれ  
ども、少ないほうが私はもっともときめ細かに見られるかなど。放課後の子供たちに対し  
ても、家庭訪問をしたりとかということも先生方は多くやっておりますので、きめ細かにで  
きたらいいんじゃないかなと私は思います。

○委員長（三浦進吾君） 小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 例えば1クラスが15人とか20人以下の場合には、半分以上が男性で半  
分が女性の場合は、例えば15人でもって半分は7人とか8人しか同級の女の子がいないとか、  
そういう場合は、例えば体育なんかでも、いろいろなゲームをするにも、ソフトボールをす  
るにも、ゲームも一緒にできないとかというような、ほかのクラスと一緒にやればいいのかも  
しれないですけども、何かいろいろと支障が出てくるような気がするんですけども、私も基本  
的には少ないほうがいいとは思いますが、その授業以外の面でもって、何かかえって弊  
害が出てくるような気がするんですけど、その辺はどうですかね。

○委員長（三浦進吾君） 池神議員。

○議員（池神哲子君） 今、小浦委員がおっしゃったように、やはりその辺は先生方工夫して  
おりまして、できない場合にはクラスを、学年でというふうに、1クラス、2クラスの、合  
わせて、合同でやるようなことで、試合をやってみたいなことはやっておりますので、その辺

の心配は余りないかなというふうに思っています。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

これより本請願について順次各委員の意見を求めます。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 今回私は、池神議員と一緒にこちらのほうの紹介議員になっております。そういう意味で意見を述べさせていただきますが、ここの文章の請願理由の中にもありますように、将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育、ここが非常に大事なところだと思っています。

今、日本は子供が少なくなっている中でも、いじめ、それから子供たちの自殺は絶え間なく起こっているわけです。そういう中で、先生方が現場にいらっしゃる中で、30人以下の少ない生徒さんの中で、十分に目を配らせていきたいという考えは、本当に私たちも願うところでもあります。しっかりした少人数の中で、子供たちが健全に育ち、それから非常に自分を見つめる時間を持つことによって、その子が将来、今問題になっている引きこもり、それからニート、そういう問題がなくなるような社会をつくるためには、小さなころ、小学校、中学のころからの教育というのも非常に私は、以前から思っていますが、大事であろうと。子供の自立心、個性を伸ばしていく教育が、今の日本には非常に必要ではないかと思っておりますので、今回この紹介議員に名を連ねさせていただいております。そういう意味でも、今回ぜひこれは皆様に採択していただきたいと願っております。

○委員長（三浦進吾君） 続いて、長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 毎年私も、採択するべきだと思っておりますので、今回も採択をというふうに思っております。

内容的にも、30人以下学級の実現というのは、子供たちの教育にとって非常に大切なことだと思っております。人数が多ければ多いほうがいいという利点ももちろんあるはあるんですけども、教育ということを考えますと、人数が少ないほうが、教育が充実するというのも、歴然とした事実でありますので、少ないほうがいいかなというふうに思っております。

また、教育費に関しましても、将来を担う大切な子供たちに対する費用ですので、これにつきましても、費用をもう少し拡充したほうがいいというふうに思っておりますので、採択とさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほど言ったように、毎年出てきております。請願人も、人は違いますけれども、出してくる請願の団体というのは同じということもありま

すので、毎年全くほぼ同じ内容の請願の文書ということもありますので、もう少し、来年もまた上げるようなことであれば、またこの請願人の方たちには、新たな文書といえますか、少しは変えた状態の文書にさせていただけたほうがいいかなど。現実に即していない部分も多少あるように感じますので、その辺も踏まえていただければありがたいなと思いながらも採択とさせていただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 生徒にとっても非常に大事なことであります。今もいろいろ意見が出ておりますけれども、私は前回は賛成をさせていただきましたが、今回も補正後の内容、全く同じでありまして、何ら反対する理由はありません。前回は賛成させていただきましたので、今回も賛成ということで、採択をお願いをしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 続きまして、小浦委員、お願いします。

○委員（小浦宗光君） 例えば35人学級を30人学級にした場合に、全国で教員の数を補充するというのは、すごい数になって、また教室の増築等も非常に、不足した場合には、増築しなきゃなということで、非常に大変だと思いますけれども、これは予算的にはそういう大変なことがありますけれども、基本的には私もこういう方向が一番ベストだと思いますので、採択ということでもってお願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 続きまして、保坂委員、お願いします。

○委員（保坂芳子君） 私も毎回賛成しておりますので、ここで、採択でいいと思います。

ただ、甲斐市の場合は、これ国へ出すと請願ですからいいんですけど、甲斐市の場合は、市長が先頭に立って創甲斐教育を推進し、また今回も、補正予算でも真っ先に教育施設にそういった交付金とか補助金とかみんなやっているという努力というのは、私も認めているので、今後やっぱり地方の時代になりますので、そういった意味では甲斐市のそういう姿勢というのは非常にいいかなど。国に対しては、しっかり少人数を進めていただいて、また予算もしっかりいただくという、この請願はいいと思います。

ただ、やはり先ほどのからお話が出ていますように、同じ請願文書というのは、やっぱり、これだけいろんな事件があって、いろんな教育機会も、いろいろありますので、ぜひそういうところも、教職員組合ですか、中巨摩支部の方にも、そのところも加味していただければと思います。でも、賛成です。採択に賛成です。

○委員長（三浦進吾君） 続きまして、樋泉委員、お願いします。

○委員（樋泉明広君） 先ほどもちょっと質問させていただきましたけれども、OECDの諸国が

ら見ると、やはり今、30人以下学級というのは、もう世界的な動きであると。国際的な常識だという状況なんですよね。最近、子供のいじめ、不登校、それから自殺なんかも出ていますよね。そういう点では、教師がきちっとやっぱり子供たちの動きに目を配れるような、そういう状態はやはり少人数学級だという以外にないんですよね。そういう点では、この請願を採択して、やっぱり国のほうに要請をすると。それがまた、甲斐市のやはり創甲斐教育その他の教育方針に反映をして、少人数学級を含めて予算もきちっと盛られていくということになると思いますので、ぜひ採択をしていただきたいなど。採択に賛成であります。

○委員長（三浦進吾君） わかりました。

ただいまの意見で全員の委員さんから拝聴しました。

これより請願第26－4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について採択します。

本請願は、採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は採択すると決定しました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任お願いします。

休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午前11時59分

○委員長（三浦進吾君） それでは、会議を再開します。

先ほど採択されました請願は、関係機関への意見書の提出が求められておりますので、これより意見書案について協議したいと思います。

それでは初めに、事務局より説明をお願いします。

山岡係長。

○書記（山岡広司君） それでは、意見書の説明ということで、今お渡しをしました意見書を、朗読をもって説明とさせていただきますので、よろしくお願いします。

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書（案）。

2014年度の政府予算が成立しました。2011年義務標準法が改正され小学校1年生の基礎定数化が図られたものの、今年度も小学校2年生については加配措置のままとどまっています。義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されました。今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

本市でも、「創甲斐教育」を市政教育の基本に据え、家庭・地域・学校や行政等、社会全体が連携してキャリア発達を重視した生き方教育など学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（30カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、政府においては、是非とも、以下の事項を実施するよう要望します。

1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。

1、義務教育の根幹である、教育の機会均等・水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持とともに国負担割合を二分の一に復元すること。

1、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

甲斐市議会から提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、以上になります。

○委員長（三浦進吾君） ただいま事務局より意見書（案）について説明が終わりました。

この意見書（案）について、修正箇所が皆さんにございましたら、ご意見を伺いたいと思います。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 真ん中辺の「本市でも」というところの、本市から3行目のところで、「積極的に展開していただいています」って、いいんですかね。「いただいています」。議会が出すんですよね。ちょっと検討して……。

〔「しております」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ちょっと休憩いたします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 零時08分

○委員長（三浦進吾君） 再開します。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） じゃ、先ほどの、そこだけよろしいですね。そのようにいたします。

それでは、意見書（案）の協議を終了いたします。

山岡事務局係長。

○書記（山岡広司君） じゃ、すみません。確認なんですけど、ちょっとほかにも直すところがありまして、まず、上のほうから、「26～30人を挙げています」とありますけれども、ここ「～」を、平仮名で「から」。先ほどの「本市でも」というところで、「展開しています」。下のほう、「記」のほうなんですけども、「二分の一に復元する」、これを一応、数字の「2」と「1」にかえます。

その前に、「制度堅持とともに」を「堅持するとともに、国庫負担割合を2分の1」。記の2番目のところになりますけども、「義務教育の根幹である教育の機会均等、水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持」、「する」をここに入れて、「堅持するとともに、国負担割合を」、ここの数字を「2分の1」に変えるということによろしいでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） ただいま山岡係長からご説明ありました。それでよろしいですか。  
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） では、そのようにいたします。

それでは、意見書の協議が終了いたしますが、賛成委員の皆さんは後ほど意見書の署名をお願いしたいと思います。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員におかれましては、慎重審議ご苦労さまでございました。

以上をもちまして、総務教育常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 10分